

水と土の芸術祭 2015 実行委員会解散について

水と土の芸術祭 2015 実行委員会に係るのすべての業務が終了したことから、会則第 16 条に基づき本実行委員会を解散することとする。

また、残余財産については新潟市へ帰属する。